

第3章. 上水道編

第1節 事業の概況

1 事業の沿革

◎旧佐賀市水道事業

創設期

本市は藩政の初期に多布施川を改良し、嘉瀬川の清流を城下に導いて住民の生活用水としていましたが、明治になりますと年々川の水質が悪化し、そのうえに伝染病の大流行もあり上水道布設の要望が高まりました。大正元年10月21日に市議会の議決を得て、国へ水道事業の認可申請書を提出しました。しかし、さく井式水道は我が国で最初の試みであったため内務省内でも慎重に調査検討が行われ、大正3年3月18日付でようやく認可され、大正3年10月から順次3か所の水源地の建設と配水管等の布設を行いました。大正5年8月22日に給水認可の申請をし、同年11月6日付で認可があり、同年11月25日には通水式が盛大に行われました。創業当初は循誘、勸興、日新の3水源地で日量4,500 m³の施設能力で2,343戸に給水していました。

増設の時代

需要量が増加して揚水量が不足するようになり、更には神野村との合併も計画されたため、大正11年7月には水質不良で廃井になっていた赤松水源地を復活させ、給水を開始しました。この後は施設の増設や改良で順調に維持されてきましたが、昭和20年以後は人口の急増等によって極端な水不足となりました。そこで5本のさく井を新設しましたが、需要量に追いつかない状態になり終日断水地区も発生しました。市民からも新水源地の建設の要望が高まり、昭和25年11月に上水道事業拡張建設本部を設置し、水源を河川表流水に求めることとしました。関係諸機関と協議の末、昭和26年9月28日に日量5,000 m³の取水の許可が得られましたので浄水場用地を取得し、昭和29年3月多布施川の河畔に神野浄水場が完成しました。この浄水場の竣工と同時に循誘水源地を廃止しました。また、昭和29年3月、10月、同30年4月の3回にわたる市町村合併に伴い、嘉瀬新村、蓮池の簡易水道を引継ぎ、新たに本庄、兵庫、高木瀬、鍋島に水源地を建設しまして昭和38年度には10か所（河川水1、さく井15本）で施設能力は19,500 m³/日となりました。

拡張の時代

第一期拡張事業 （計画給水人口122,000人 一日最大給水量32,000 m³）

人口の増加と生活様式の変化により大幅に需要量が増大するとともに、昭和37年8月には地下水規制法が施行されました。そこで、表流水への切替えを促進し、昭和40年3月8日に多布施川から日量30,000 m³（計35,000 m³）の取水許可を得るとともに同年3月26日に事業認可を得ましたので、昭和40年度から44年度までの5か年計画で神野浄水場に日量25,000 m³の施設を築造し、市内の幹線配水管の布設工事を行いました。

第二期拡張事業 （計画給水人口120,100人 一日最大給水量58,800 m³）

市街地周辺の住宅の激増で水需要は急速に伸び、計画最大給水量を上回るようになり、運休計画をしていた地下水源を継続運転する一方で、新規水利権として更に日量50,000 m³（計85,000 m³）の表流水を求めて、昭和45年2月にその許可を得ました。そこで、昭和45年度から49年度までの5か年計画で神野浄水場に日量25,000 m³の施設を増設し、市内の管網を整備しました。また兵庫、赤松、蓮池、嘉瀬、本庄、勸興、日新の7水源地を廃止しました。

第三期拡張事業 （計画給水人口 150,000 人 一日最大給水量 85,000 m³）

地下水揚水に対して世論も厳しくなる一方、市民の水需要はますます増加するばかりで、地下水源を含めて 60,900 m³/日の施設能力では危ぶまれる状況になりました。そこで昭和 50 年度から 54 年度までの 5 か年計画で事業の認可申請をし、昭和 50 年 3 月に許可を得たため、多布施川右岸に用地を購入し、処理能力 35,000 m³/日の施設を築造しました。それと同時に市の北部地区の水圧調整のため金立圧送所を建設しました。また、神野浄水場にあった 5,000 m³/日の施設を廃止しました。

維持管理の時代

配水施設整備事業

昭和 55 年度から 58 年度までの 4 か年計画で普及率の向上を目標に、北部山麓に金立高所配水池を築造し、給水区域の拡大を図りました。また、市内 6 か所に水圧監視用のテレメータを設置し、配水効率の向上を目指しました。

第二期配水施設整備事業

昭和 50 年 4 月に設立された佐賀東部水道企業団からの用水供給 40,600 m³/日に対応するため、昭和 59 年度から平成 2 年度までの 7 か年計画で実施しました。この事業は従来の一元給水から二元給水となるため、幹線配管網の拡充や市内全域の水圧を自動的にコントロールするための集中監視システムを導入し、老朽管及び経年石綿管の布設替を最重点に事業を推進しまして、事業の効率化を図りました。

配水管整備事業

目標年次を平成 22 年度末として、市の総合計画に基づいて給水人口を 220,000 人、一日最大給水量を佐賀東部水道企業団からの受水を考慮して 127,000 m³に変更する事業変更を行いました。その中で将来の直結給水の普及に対応できるように、平成 3 年度から 12 年度までの 10 か年間で残存石綿管 177 k m の更新事業を行いました。また、平成 13 年度からは老朽化した硬質塩化ビニル管の更新も実施しています。

浄水部門では、臭気対策として粉末活性炭注入装置や P H 調整用の消石灰注入装置の導入、それに安全性を考慮して塩素ガスから次亜塩素酸ナトリウムへの変換等を行ってきました。また、水質の測定項目の増加に伴い水質試験設備の充実を図りました。工事部門では平成元年にそれまでの鉛管からポリエチレン管への変更や、平成 6 年には三階建直結給水を開始しました。また、1/500 給水戸番図をベースに種々の情報を一元管理できるように水道施設管理システムを導入し、配管工事の積算システムを導入してきました。事務部門では事務の簡素化、I T に対応できるよう水道料金システムの更新、情報ネットワークシステムの導入、情報公開の一環として平成 13 年 10 月にホームページを開設しました。また、大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が大きな流れとなるなかで、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者には様々な普及・啓発活動を行う一環として平成 15 年 1 月に環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得しました。

◎旧大和町水道事業

旧大和町の水道事業は、昭和32年10月に平野部落営水道を引継ぎ平野簡易水道とし、同じく春日丘部落営水道を引継ぎ春日丘簡易水道として、それぞれ給水を開始しました。

また、尼寺地区部落営の水道を引継ぎ春日簡易水道として設立し、昭和35年9月より給水を開始しました。さらに、昭和35年11月には、福田、惣座、平田、東山田、於保、久留間、吉富、今古賀、田端、大願

寺の各部落が組合営として創設され、昭和36年には江熊野、久池井がそれぞれ組合営として創設され、給水を開始されました。

伸び続ける人口増加により将来予測される水不足に対処するため嘉瀬川ダム建設事業に参画するとともに、平野簡易水道、春日丘簡易水道、春日簡易水道を統合し、福田、惣座、平田、東山田、於保、久留間、吉富、今古賀、田端、大願寺、江熊野、久池井の12組合営簡易水道を合併することとし、平成4年に大和町上水道事業を発足しましたが、惣座、平田、久池井の3組合営簡易水道はその後も合併することなく、現在も独立して簡易水道事業を継続しています。

その後、平成8年に横馬場地区高所配水池を新設し、平成12年には川上浄水場を整備し、7,610m³/日の給水能力を有しています。

◎旧諸富町水道事業

旧諸富町の水道事業は、昭和32年に創設の認可を受け、筑後川から最大1,650m³/日を取水し、筑後川の中州である大中島に浄水場を築造して昭和35年から給水を開始しました。しかし、取水地点が河口に近いこともあって、昭和38年には猛暑の影響で有明海からの塩水が逆流し、浄水処理不能となったことで水源を地下水に転換すべく調査し、昭和40年に深度215mの深井戸を大中島浄水場内に新設し、当面の水需要に対応しました。

しかし、その後も利用者の増加と生活環境の変化による水不足が生じ、また水源水質の不安定化が顕著となり、昭和47年以降、抜本的な計画変更を迫られることとなりました。

当時、既に筑後川総合開発に伴う新規都市用水配分も論議されており、旧諸富町においても恒久的水源として5,000m³/日が確保されておりましたが、その処分が決定するまでの措置として、県営工業用水道事業からの暫定分水を水源とした浄水場の新設に着手し、昭和51年に完成しました。

これにより水道の安定給水が確保され、昭和55年には普及率も100%に達しました。昭和62年11月からは佐賀東部水道企業団用水の一部供用開始により、工業用水と併用の形で給水することとなり、平成6年4月に他の4町と共に佐賀東部水道企業団水道事業に統合し、経営を移管しました。

◎旧久保田町水道事業

旧久保田町の水道事業は、自然環境の変化や人為的環境の移り変わりによって、地下水の流れや量に変動があり、特に炭坑鉦害の影響を受けたことで、久保田、牛津、芦刈の3町を給水区域とし、臨時石炭鉦害復旧事業法に基づく、特別鉦害水道事業として、昭和28年12月1日に着工し、昭和33年3月31日に竣工し創設されました。

昭和30年10月1日、受益3町は県営水道協議会を設置し、昭和33年10月県有各施設の貸し付けを受けた協議会は西佐賀水道組合を設立しました。

さらに、昭和34年三日月町へ、昭和37年には福富町へ分水し、西佐賀水道組合は昭和41年「公営企業法」の改正により昭和42年3月西佐賀水道企業団と改称し昭和50年10月1日に分水の三日月町、福富町とも合併し、給水区域も5町となりました。

◎簡易水道事業

○大和町松梅北部簡易水道事業

平成10年に創設の認可を受け、平成13年5月から松梅北部地区に給水を開始し、192m³/日の給水能力を有しています。

○大和町柚木飲料水供給施設

平成10年12月に新設し、平成13年5月から柚木地区に給水を開始し、25m³/日の給水能力を有しています。当初、小規模水道として整備しましたが、1日最大給水量が20m³/日を超えた場合、全て専用水道と解釈されていたことから、事業の種類について、平成15年3月に「専用水道」に変更しました。

○富士町南部簡易水道事業

平成15年2月に創設の認可を受け、平成16年4月から松瀬地区及び内野地区の一部に給水を開始し、108m³/日の給水能力を有しています。

○富士町中央簡易水道事業

平成4年2月に認可を受け、古湯地区を中心に13大字地区の給水を図る事業として、嘉瀬川ダム貯留水から2,000m³/日の水利を求め（平成21年5月15日 水利使用許可）、第1期整備として平成23年度末に585m³/日の給水能力を有する施設整備を完了し、平成24年4月より、古湯地区に給水を開始しました。

残る第2期、第3期の整備については、平成27年2月に「佐賀市公共事業評価監視委員会」による事業再評価の結果、「残事業の中止が妥当である」との答申を受け、残事業の整備を中止しました。

以上の3簡易水道事業及び1飲料水供給施設について、平成17年10月の市町村合併により佐賀市環境課の所管する事業となり、名称をそれぞれ佐賀市大和簡易水道事業、佐賀市大和柚木専用水道、佐賀市富士南部簡易水道事業、佐賀市富士中央簡易水道事業に変更しました。その後、平成21年度より経営の一元化、管理の一体化のため簡易水道の所管を佐賀市水道局へ移管しています。

※佐賀市大和柚木専用水道については、平成19年1月に水道事業の位置付けを実態に合わせるため、事業の種類を「小規模水道（飲料水供給施設）」に、また、平成21年4月に簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領に定義されている水道事業名に合わせるため、「飲料水供給施設」に変更しています。

◎佐賀市水道事業

佐賀市は、平成17年10月1日、平成19年10月1日の2度にわたり市町村合併を行いました。平成17年の1市3町1村との合併時には、それまでの旧佐賀市・旧大和町・旧諸富町の水道事業を統合し、新たに佐賀市水道事業として発足しました。しかしながら、諸富町については佐賀東部水道企業団の構成市町であったため、諸富町に係る水道事業の全般を佐賀東部水道企業団へ委託しました。また、平成19年の南部3町との合併においては、合併した町がそれぞれ異なる広域圏に属する水道企業団の構成市町であったため、事業統合は行わずに合併後、関係機関と協議することといたしました。

なお、諸富町に係る水道事業の委託に関しては、平成30年度末をもって委託を廃止しました。これは、諸富町における下水道工事の終了に伴い、これに伴う配水管の移設工事が終了、更には石綿管の更新工事も終了するなど、主要事業が一段落し、委託業務にかかる背景が当時と変わってきたこと、また、委託の

廃止により、佐賀市と佐賀東部水道企業団の双方にとってメリットが生じると見込まれたためです。

水源については、水道事業の統合に伴い新たな水需給計画を作成した結果、旧大和町が新たな水源として予定していた 5,000 m³/日の嘉瀬川ダム使用権については不要であると判断し、水道水源開発施設整備事業の再評価結果に基づき、国土交通大臣にダム使用権設定の取り下げ申請を行いました。

一方、伸び悩む給水収益の一因として考えられる大口需要家の地下水を水源とした専用水道への移行に歯止めをかけるため、平成 19 年 3 月検針分から一定の水量を超えて使用する大口需要者についての料金値下げを実施いたしました。また、一般の需要家については水道水の安全性やおいしさを直接市民に P R し、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施するなど給水収益の確保に向けた様々な取り組みを行っています。また、水道局オリジナルボトル水「水とっと」の作製を平成 21 年度から開始し、災害時用の非常用飲料水としてだけでなく、水道水の P R にも活用しています。

平成 21 年 4 月から、平成 17 年の市町村合併以降、佐賀市環境課で所管をしていた 3 簡易水道事業及び 1 飲料水供給施設事業の地方公営企業法適用に伴い、佐賀市水道局に事務を移管するとともに会計を統合しました。また、水道事業の一本化を図るため策定した「簡易水道統合計画」に基づき、平成 27 年度末に市営の簡易水道 3 事業及び飲料水供給施設の 1 施設については事業を廃止し、佐賀市水道事業への統合について、平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省発生食 0331 第 47 号により、計画給水人口 188,500 人、計画 1 日最大給水量 66,800m³の変更認可を取得しています。

平成 28 年 11 月 25 日、大正 5 年に通水を開始して 100 周年の節目を迎え、同日に『佐賀市水道 100 周年記念式典』を開催しました。また、「佐賀市水道 100 年誌」の発刊や公募による局章の決定等を行いました。

西佐賀水道企業団を含む佐賀県西部地区では、平成 25 年 8 月から佐賀西部広域水道企業団（用水供給事業）とその構成団体である 4 市 3 町 1 企業団（末端給水事業）との事業統合（令和 2 年 4 月 1 日）について協議が行われていましたが、この統合過程において、西佐賀水道企業団は解散となることから、佐賀西部広域水道企業団への統合参加の判断を西佐賀水道企業団の構成団体である佐賀市、小城市及び白石町のそれぞれで判断することとなりました。

検討の結果、平成 30 年 3 月、佐賀市は、西佐賀水道企業団の給水区域である佐賀市久保田町を佐賀市水道事業の給水区域とし、久保田町に必要な水量は佐賀西部広域水道企業団から全量受水する方針を決定しました。そこで、令和元年度に変更認可申請を行い、令和 2 年 3 月 26 日付け厚生労働省発生食 0326 第 5 号により、計画給水人口 201,500 人、計画 1 日最大給水量 91,700m³の変更認可を取得しています。

【佐賀市上下水道ビジョン】

将来にわたって安定的に事業を継続していくための指針として、平成27年度から令和6年度までの10年間で計画期間とする「佐賀市上下水道ビジョン」を策定し事業を推進してきました。令和6年度は計画の最終年度であったことから、これまでの10年間を検証し近年の情勢を踏まえ、令和7年度から令和14年度までの

8年間を計画期間とした新たな「佐賀市上下水道ビジョン」を令和7年3月に策定しました。

人口減少などによる水需要の低迷に伴う収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築修繕経費の増加という厳しい経営状況の中、耐震化に代表される災害対策、安全性や安定性、お客様の利便性の向上など取り組むべき多くの課題を抱えています。

新たな「佐賀市上下水道ビジョン」では、目指していく将来像として「暮らしを支える安全安心な上下水道」を基本理念とし、これを実現するための4つの基本方針「安全、強靱、循環、持続」を柱として各事業を展開していきます。

安全については、お客様が安全でおいしい水を飲むことができ、衛生的な環境の中で快適な暮らしができるように、水の品質確保や排水対策の推進を行います。

強靱については、災害が発生しても水道水の供給と生活排水の浄化ができるよう、施設の耐震化等を進めるとともに、緊急時に迅速な応急給水等が行えるよう、近隣事業者等との相互協力を含めた災害に強い体制を確立していきます。

循環については、浄水・下水の処理過程で発生する汚泥や処理水を有効活用し、環境にやさしい行動の実践・導入により、資源の循環利用に努め、低炭素社会の構築に貢献します。

持続については、お客様満足度の向上と経営基盤の安定のため、資産の適切な維持管理、施設の計画的な更新・改築、デジタル技術を活用したサービスの導入検討や業務のコスト削減等を進めます。

将来像

暮らしを支える安全安心な上下水道



基本方針

安全
■安全な水の供給と適切な汚水・雨水の処理に努めます。
強靱
■災害に強い上下水道の整備に努めます。
循環
■環境負荷の低減と資源の循環利用に努めます。
持続
■お客様の声を聴きながら満足度の向上と経営基盤の安定化に努めます。

【佐賀市上下水道局経営戦略】

「佐賀市上下水道ビジョン」を確実に実行していくための、より具体的・実践的な経営手段として、平成29年度から令和6年度までの8年間を計画期間とした「佐賀市上下水道局経営戦略」を策定し事業を推進してきましたが、令和6年度は計画の最終年度であったことから、令和7年3月に新たな経営戦略を策

定しました。

今回の経営戦略は、前回の経営戦略策定後に改定した第2期ストックマネジメント計画や、最新の人口予測、水需要予測、物価の高騰等を反映したもので、計画期間を「佐賀市上下水道ビジョン」と合わせ、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、新たに策定した「佐賀市上下水道ビジョン」に統合しています。

将来的に想定される厳しい経営環境を見据える必要があるため、投資試算は1回以上の施設の更新サイクルを踏まえて100年間、財源試算は、事業の主たる財源である料金収入を見込むための基礎となる給水人口及び污水处理人口について50年間で見込んでいます。つまり、50～100年先を見据えた上での計画期間8年ということになります。

経営戦略は、策定したことをもって終わりというものではなく、毎年度、進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを行い、「佐賀市上下水道ビジョン」の基本方針実現を目指します。

2 年表

年	月	旧佐賀市：上水道事業	年	月	旧大和町：上水道事業
明治					
	24	上水道計画、内務省による調査			
	42	水源地調査			
	44	水道布設調査費可決			
		海軍技師吉村長策 河川式水道の調査研究			
		工事費巨額のためさく井式水道を検討			
	45	2 神戸市水道技師長 佐野藤次郎に調査依頼			
		3 さく井式水道に決定。設計に着手			
大正					
元	10	野口能毅市長水道設計案及び国、県補助申請案市議会可決			
	2	5 内務、大蔵両省に認可申請			
		10 反対派内務、大蔵両省に不認可請願書提出			
	3	3 内務省水道布設認可			
		3 佐賀市水道事業予算可決			
		4 水道布設委員会設置			
	10	第三（日新）水源地工事着工			
	12	第一（循誘）水源地工事着工			
	4	2 第二（赤松）水源地工事着工			
		水質不良のため廃井。勸興に移転計画			
	8	第二（勸興）水源地工事着工			
	5	7 水道工事竣工前給水開始認可			
		8 佐賀市水道課設置			
		9 一部給水開始			
	11	給水開始認可。通水式(25日)			
	9	8 第四（赤松）水源地復活利用認可			
	11	6 " 竣工			
		7 " 給水開始			
	10	神野村合併			
昭和					
	21	一日 8 時間の給水制限。一部断水			
		4 水道料金改定			
	22	4 "			
	23	1 "			
	23	一日 2 時間の給水制限。管末は終日断水			
	24	一日 2 時間の給水制限。管末は終日断水			
		4 水道料金改定			
	25	11 上水道事業拡張建設本部設置			
	25	11 佐賀土地改良区（旧大井手土地改良区）に 5,000m ³ /日取水申し入れ			
	26	4 水道料金改定			
		9 佐賀土地改良区側の覚書案（5,000m ³ /日）で合意、調印			
		市議会覚書案を否決し、改訂を要求			

年	月	旧佐賀市：上水道事業	年	月	旧大和町：上水道事業
26	10	応急拡張工事着工			
27	4	水道料金改定			
	10	地方公営企業法適用（職員数48名）			
28	4	水道料金改定			
29	3	神野浄水場完成（処理能力5,000m ³ /日）			
	3	循誘水源地廃止			
	3	高木瀬、兵庫、巨勢、西与賀、嘉瀬村合併			
	3	嘉瀬新村簡易水道事業引継ぎ			
	5	水道料金改定			
	10	北川副、本庄、鍋島、金立、久保泉村合併			
30	3	改訂覚書案に合意、調印（効力発生日29年4月1日）			
	4	蓮池町合併			
	10	蓮池町簡易水道事業引継ぎ			
	10	循誘水源地処分し、循誘公民館に譲渡			
31	1	南部地区簡易水道着工（31年9月30日本庄水源地完成）			
	4	水道部となる。松原一丁目に移転			
	11	配水管拡張工事着工（32年12月30日竣工）	昭和		
32	12	東部地区拡張工事着工（34年3月31日竣工）	32	12	平野部落簡易水道を引き継ぎ、平野簡易水道を設立
				12	春日丘部落簡易水道を引き継ぎ、春日丘簡易水道を設立
34	4	西部地区拡張工事着工（36年12月20日竣工）			
	4	高木瀬、鍋島水源地完成	34	9	尼寺部落簡易水道を引き継ぎ、春日簡易水道を設立
37	8	地下水規制法施行			
38	10	3課8係となる			
39	4	水道料金改定			
40	1	佐賀土地改良区（旧嘉瀬川土地改良区連合）との間で30,000m ³ /日の取水交渉成立			
40	3	第一期拡張工事認可			
	3	多布施川水利権許可（35,000m ³ /日：佐賀県知事許可）			
	10	水道料金徴収事務委託となる			
41	1	第一期拡張工事着工			
	5	3課1事務所11係となる			
	5	城南圧送所運転開始			
42	1	佐賀市管工事協同組合法人化	42	4	野口簡易水道を設立
	5	水道ガス局水道部となる。3課1事務所12係			
	5	城東圧送所運転開始			
43	5	松原二丁目、旧公会堂に仮事務所として移転			

年	月	旧佐賀市：上水道事業	年	月	旧大和町：上水道事業
43	11	兵庫水源地廃止			
44	4	水道料金改定			
	7	城西圧送所運転開始			
	7	本庄水源地運転中止			
	10	嘉瀬水源地運転中止			
	12	蓮池水源地運転中止			
45	2	佐賀土地改良区との間で新たに50,000m ³ /日の取水について合意			
	3	赤松水源地県に売却			
	3	第二期拡張工事認可			
	4	〃 着工			
	6	多布施川水利権許可（85,000m ³ /日：佐賀県知事許可）			
	8	嘉瀬、蓮池水源地応急運転（10月まで）			
	9	水道局庁舎、城内二丁目に完成			
46	8	本庄、嘉瀬、蓮池水源地応急運転(10月まで)			
47	1	東与賀町に分水開始			
	3	5課16係となる			
48	4	水道ガス局分離、水道局となる			
	5	臭気対策のため粉末活性炭の注入を始める			
	9	勧興、日新水源地廃止			
	11	嘉瀬水源地市に譲渡			
49	4	5課17係となる			
	4	城東圧送所閉鎖			
	10	蓮池水源地市に譲渡			
50	3	第二期拡張工事竣工			
	3	第三期拡張工事認可			
	4	第三期拡張工事着工	50	4	水道料金改定
	4	佐賀東部水道企業団発足			
	8	水道料金改定			
				10	春日簡易水道第一期拡張事業
51	4	隔月検針・徴収制度開始			
	4	検針業務委託実施			
	4	城南圧送所閉鎖			
	9	6課1室19係となる			
52	3	神野第2浄水場完成			
	3	神野浄水場旧施設（5,000m ³ /日）廃止			
	6	日新水源地用地売却			
53	4	勧興水源地市に売却			
	8	節水対策協議会設置(11日から10月1日まで)			
	10	城西圧送所閉鎖			
54	5	高木瀬、鍋島水源地運転休止			
	9	金立圧送所完成			

年	月	旧佐賀市：上水道事業	年	月	旧大和町：上水道事業
55	3	第三期拡張工事竣工			
	4	水道料金改定。加入金制度新設			
	4	配水施設整備事業着工			
57	6	北山ダム利水関係団体渇水対策協議会及び水道局渇水対策委員会設置（30日から7月13日まで）			
	7	長崎大水害給水支援			
	7	多布施川水利権許可（85,000m ³ /日：九州地方建設局長許可）			
	9	金立高所配水池完成。通水式（21日）			
59	3	配水コントロール・テレメータ設備完成			
	4	第二期配水施設整備事業着工			
	4	水道料金及び加入金改定			
	4	水道料金計算システム導入			
	8	佐賀市異常日照り対策本部及び水道局渇水対策本部設置（13日から8月23日まで）			
			60	4	水道料金改定
				10	野口簡易水道を春日簡易水道へ統合
60	12	流水占用料の徴収（建設省）及び水源税の創設（林野庁）見送りとなる			
	12	城東圧送所用地一部売却			
61	1	城西圧送所用地売却			
			61	4	平野簡易水道を春日簡易水道へ統合
	11	通水70周年記念式典（25日）			
	12	森林河川緊急整備税新設見送りとなる			
62	1	城東資材倉庫一部売却			
			62	2	春日第3水源地用地確保（春日簡易水道）
	3	鍋島水源池一部売却			
	10	若宮三丁目に新庁舎新築工事着工		10	春日丘簡易水道を春日簡易水道へ統合
	12	高木瀬水源池一部売却			
63	3	粉末活性炭注入装置及びPAC注入装置更新			
	4	水道料金及び加入金改定			
	4	鍋島水源池用地売却			
	6	神野第2浄水場用地一部売却			
	8	水道局庁舎完成			
	9	旧水道局庁舎（城内）用地売却			
	11	城東資材事務所用地売却	63	11	集中監視装置設置（春日簡易水道）
				11	嘉瀬川ダムに関する取水権確保を県へ陳情
平成			平成		
元	4	消費税法の施行に伴い水道料金及び加入金改定	元	4	水道料金改定
	9	給水管を鉛管からポリエチレン管に変更			
	10	水道料金システム導入			
			2	2	春日第2配水池新設（春日簡易水道）

年	月	旧佐賀市：上水道事業	年	月	旧大和町：上水道事業	年	月	簡易水道事業
2	3	多布施川水利権許可 (85,000m ³ /日：九州地方 建設局長許可)						
	6	庁舎内に中央操作室完成						
			2	12	春日第3水源地新設（春日 簡易水道）			
3	3	配水コントロール・テレメー タ子局（10か所）増設						
	4	西佐賀水道企業団に分水開 始						
	10	上下水道料金同時徴収開始						
	12	PH調整施設竣工	3	12	嘉瀬川ダム建設に関する基 本計画の通知			
4	2	佐賀東部水道企業団から試 験受水				4	2	事業認可（富士中央簡易水 道）
	3	配水管整備事業認可	4	3	春日第2浄水場新設（春日 簡易水道）			
	4	佐賀東部水道企業団から受 水開始	4		大和町上水道事業認可（第 2期拡張事業）			
	4	水道施設管理システム構築 （6年度まで）						
			5		春日第4水源地新設			
	9	集金制の廃止						
	12	水道料金及び加入金改定						
6	3	次亜塩素酸ナトリウム注入 設備竣工						
	4	3階建直結給水開始						
7	2	阪神淡路大震災復旧支援 （2月2日から3月3日ま で）						
8	4	東与賀町への分水を停止						
			8	8	横馬場地区高所配水池新設			
				11	水道料金改定			
9	4	消費税法の改正に伴い水道 料金及び加入金改定						
			10	4	第三期拡張事業認可			
				6	川上第5水源地用地購入			
						10	12	事業認可（大和簡易水道）
							12	小規模水道布設工事設計確 認通知（大和飲料水供給施 設）
11	3	上水道工事積算システム導 入	11	3	川上第3浄水場井戸竣工			
	5	6課1室20係となる						
	11	水道料金システム更新						
12	3	情報ネットワークシステム 導入	12	3	川上浄水場浄水施設・第2 配水池施設竣工	12	3	取水地点の追加に伴う変更 認可（大和簡易水道）
	3	多布施川水利権許可 (85,000m ³ /日：九州地方 建設局長許可)						
			3		遠方監視制御装置竣工（川 上浄水場）			
			4		川上浄水場給水開始			

年	月	旧佐賀市：上水道事業	年	月	旧大和町：上水道事業	年	月	簡易水道事業
			12	5	水道料金改定	12	5	水道料金改定（大和簡易水道・大和飲料水供給施設）
12	6	水道料金改定						
	10	資材管理システム導入						
	12	ハンディーターミナル導入						
13	2	水道施設管理システム更新						
	3	西佐賀水道企業団への分水を停止				13	3	給水区域の拡大に伴う変更認可（大和簡易水道）
							5	給水開始（大和簡易水道・大和飲料水供給施設）
	8	城南圧送所用地、市へ返却						
	10	ホームページ開設						
14	3	北川副受水地購入	14	3	川上浄水場原水処理施設竣工			
	4	鉛給水管更新事業の開始						
	4	神園水道管布設箇所用地購入				14	5	事業の再評価実施（富士中央簡易水道）
15	1	環境マネジメントシステム（ISO14001）取得				15	2	事業認可（富士南部簡易水道）
							3	専用水道に変更（大和飲料水供給施設）
	4	工場用料金新設						
	10	排水処理設備更新						
	12	本庄水源地売却						
			16	3	川上浄水場凝集沈殿槽増設			
				3	嘉瀬川ダム建設に関する基本計画の変更通知			
						16	4	給水開始（富士南部簡易水道）
				5	水道料金改定		5	水道料金改定（大和簡易水道・大和飲料水供給施設）
17	3	第三次佐賀市行政改革推進会議 提言						
	3	福岡県西方沖地震発生						
	9	宮崎市台風被害給水支援	17	9	大和町水道事業経営の廃止許可			
	9	佐賀市水道事業経営の廃止						

年	月	上水道事業	年	月	簡易水道事業
17	10	市町村合併に伴う事業統合（合併創設認可）	17	10	市町村合併に伴い佐賀市環境課で所管（水道局へ事務委任）
	10	6課1事務所1室21係となる			
18	4	水道料金改定（事業統合に伴う）			
	4	6課1事務所1室15係となる			
	8	嘉瀬川ダム使用権に関する水道施設整備事業の再評価実施	19	1	小規模水道に変更（大和飲料水供給施設）
				2	事業の再評価実施（富士中央簡易水道）
19	3	佐賀市水道ビジョン策定			
	3	水道料金改定（大口使用者対象）			
	4	4課1事務所1室12係となる			
	4	水道局広報誌「水道だより」定期発行開始			
	6	嘉瀬川ダム使用権の設定申請の取り下げ（通知）			
	11	幹線配水管更新開始（布設替工事は20年度から）			
20	1	電算システム改修（バーコード導入）	20	4	第1期整備事業着工（富士中央簡易水道）
				6	簡易水道事業統合計画書策定及び提出（厚生労働省、総務省、県知事）
21	3	配水コントロールシステム更新	21	4	地方公営企業法適用に伴い水道局へ事務移管
	4	佐賀市水道局ボトル水「水とっと」作製		4	飲料水供給施設に変更（大和飲料水供給施設）
	4	営業関連業務委託（第1期）実施			
	4	4課2室10係となる	21	5	嘉瀬川水系嘉瀬川水利権許可（2,000m ³ /日：九州地方整備局長許可） 許可期限：平成31年3月31日
	7	佐世保市台風被害給水支援（7月27日から30日まで）			
	9	緊急貯水槽設置（嘉瀬小学校 容量50m ³ ）			
22	5	佐賀市営バスへのスポット広告を開始			
	10	嘉瀬川水系多布施川水利権許可（1年間） （85,000m ³ /日：九州地方整備局長許可）			
23	3	佐賀市水道ビジョン改訂			
	3	東日本大震災給水支援（3月14日～23日）			
	4	水道料金改定（合併後の料金格差解消のため）	23	4	水道料金改定（上水道事業と統一）
	6	佐賀市立野球場内壁への広告掲載を開始			
	11	高木瀬水源地利権売却	11		事業の再評価実施（富士中央簡易水道）
24	3	上下水道統合に伴う電算システム更新（企業会計、料金、人事給与システム）	24	3	第1期整備事業竣工（富士中央簡易水道）
	4	水道料金等コンビニエンスストア収納開始			
	4	下水道事業との組織統合により7課1室19係（雨水事業対策室及び7事務所除く）の佐賀市上下水道局となる			
	4	営業関連業務委託（第2期）実施			
25	3	太陽光発電システム竣工（神野第2浄水場内）			
	11	嘉瀬川水系多布施川水利権許可（85,000m ³ /日：九州地方整備局長許可） 許可期限：平成33年3月31日			
26	4	消費税法の改正に伴い水道料金及び加入金改定			
	6	佐賀市営バスへのスポット広告を全面広告（ラッピングバス）に変更し上下水道のPRを開始	27	2	事業の再評価実施（富士中央簡易水道）第2～3期整備事業の中止を決定する
27	3	佐賀市上下水道ビジョン策定			
	4	営業関連業務委託（第3期）実施			
28	1	大寒波による時間断水（大和地区：最大6,000戸）	28	3	簡易水道事業を廃止、水道事業へ統合認可変更・取得

年	月	水道事業
28	4	水循環部・下水プロジェクト推進部の2部制を導入し、2部7課1室23係（雨水事業対策室除く）となる
	4	熊本地震給水・復旧支援（4月15日～5月23日）
	11	佐賀市水道100周年記念式典開催
29	3	佐賀市上下水道局経営戦略策定
	4	下水プロジェクト推進部に下水道企画室を新設し、2部7課2室24係（雨水事業対策室除く）となる
	4	経営戦略に基づく「重要管路耐震化30年プラン」実行
	4	経営戦略に基づく「老朽管70年プラン」実行
	9	九州で初となる断水訓練実施
30	7	日本水道協会九州地方支部総会を佐賀市で開催
	7	平成30年7月豪雨災害給水派遣（7月9日～7月27日）尾道市、三原市
	12	佐賀市及び佐賀東部水道企業団における諸富町の水道事業に関する事務の委託を廃止（廃止：平成31年3月31日）
31	2	水利権（嘉瀬川水系嘉瀬川）の更新申請（2,000m ³ /日⇒585m ³ /日）
	4	諸富町の水道事業を直営化
	4	営業関連業務委託（第4期）実施
令和		
元	8	8月28日の令和元年8月豪雨に伴う土砂災害により金立高所配水池までの送水管及び配水管が被災し、金立町大字金立及び久保泉町大字川久保の一部（約750戸）で8月30日まで断水
2	3	水利権（嘉瀬川水系嘉瀬川）の許可（585m ³ /日） 許可期限：令和11年3月31日
	3	取水規程（嘉瀬川水系嘉瀬川）の承認
	3	下水道事業経営戦略を改訂
	3	久保田町を給水区域とする水道事業変更認可の取得
	4	久保田町の水道事業が佐賀市の給水区域となる
	9	佐賀市上下水道ビジョンを改訂
	9	台風10号（接近時の予想勢力が過去最強クラスの最大瞬間風速80m/sで特別警報の発表が予定）の接近に伴い、上下水道局の窓口を9月7日（月）終日閉鎖
	3	上下水道局ホームページからの電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）及びスマートフォン対応ため、上下水道局ホームページをリニューアル
	6	水利権（嘉瀬川水系多布施川）の更新申請（85,000m ³ /日）
3	6	佐賀市立野球場内壁への広告コピーを一新
	10	佐賀市営バスへの全面広告（ラッピングバス）のデザインを一新
4	1	水利権（嘉瀬川水系多布施川）の許可（85,000m ³ /日） 許可期限：令和13年3月31日
	1	佐賀東部水道企業団と「上下水道料金システム及び公営企業会計システム共同利用事業」の実施に関する協定書を締結
	6	蛇口回帰に繋がる水道水PRのため、佐賀市立図書館内にボトルフィルター型の給水スポットを設置
5	4	下水プロジェクト推進部に給排水設備課を新設し、2部8課25係（雨水事業対策室除く）となる
	6	佐賀市立体育館に2台目となる給水スポットを設置
	10	佐賀東部水道企業団との上下水道料金システム・公営企業会計システムの共同利用を開始
6	2	能登半島地震復旧支援（2月20日～3月27日）輪島市
	2	上下水道局敷地内に非常用自家発電設備（1,250KVA）を設置
	4	営業関連業務委託（第5期）実施
	7	佐賀市上下水道事業経営審議会を設置
7	3	佐賀市上下水道ビジョンを策定
	3	浄水施設再構築基本構想策定

3 事業経過

(1) 水道事業

〔旧佐賀市〕

事業名	着工年月日	竣工年月日	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
創設	大正3年10月31日	大正11年6月	562	全市
応急拡張	昭和26年10月1日	昭和29年3月31日	153,273	全市
嘉瀬新村簡易水道	昭和27年9月1日	昭和28年3月31日	6,132	嘉瀬
蓮池町簡易水道	昭和29年3月9日	昭和30年3月31日	27,227	蓮池
南部地区簡易水道	昭和31年1月10日	昭和31年9月30日	20,820	本庄
配水管拡張	昭和31年11月20日	昭和32年12月30日	23,611	神野
東部地区上水道	昭和32年12月25日	昭和34年3月31日	44,073	兵庫
西北部地区上水道	昭和34年4月10日	昭和36年12月20日	66,139	高木瀬、鍋島
第一期拡張	昭和41年1月10日	昭和45年3月31日	941,550	全市
第二期拡張	昭和45年4月1日	昭和50年3月31日	1,558,555	全市
第三期拡張	昭和50年4月1日	昭和55年3月31日	3,453,965	全市
配水施設整備	昭和55年4月1日	昭和59年3月31日	1,604,152	全市、 未給水地区
第二期配水施設整備	昭和59年4月1日	平成3年3月31日	3,007,390	全市
配水管整備	平成3年4月1日	平成13年3月31日	5,828,306	全市
配水管整備※	平成13年4月1日	平成18年3月31日	1,175,301	全市

〔旧大和町〕

事業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考
創設	昭和34年9月	昭和35年9月	14,150	春日簡易水道
第1次拡張事業	昭和56年1月	昭和57年4月	103,434	春日簡易水道
第2次拡張事業※	平成4年4月	平成24年3月	3,418,740	大和町上水道
第3次拡張事業※	平成10年4月	平成24年3月	943,260	大和町上水道

※〔旧佐賀市〕配水管整備事業の工事費に関しては平成17年度分まで、〔旧大和町〕第2次拡張工事、第3次拡張工事の工事費に関しては、平成18年度分までを積み上げ。

〔佐賀市〕

事業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
合併創設	平成17年10月	平成24年3月	2,100,000	全市
配水管整備	平成18年4月	平成29年3月	2,363,124	全市
簡易水道統合	平成28年4月	平成43年3月	12,153,693	全市
管路耐震化30年プラン	平成29年4月	現在	4,720,480	全市
老朽管70年プラン	平成29年4月	現在	345,220	全市
第一期拡張 (久保田町統合)	令和2年4月	令和13年3月	0	全市

(2) 旧簡易水道事業 ※平成28年3月に水道事業に統合

〔旧大和簡易水道〕

事業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
創設	平成11年3月	平成13年3月	382,450	大和町松梅北部
区域拡張	平成13年10月	平成15年3月	150,465	大和町梅野及び 富士町梅野

〔旧大和飲料水供給施設〕

事業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
新設	平成11年5月	平成13年3月	125,354	大和町柚木

〔旧富士南部簡易水道〕

事業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
創設	平成15年4月	平成16年3月	18,000	富士町松瀬及び 内野(一部)

〔旧富士中央簡易水道〕

事業名	着工年月	竣工年月	工事費 (千円)	備考 (対象地域)
創設(第1期整備)	平成4年2月	平成24年3月	2,355,542	富士町古湯
ダム負担金	平成4年2月	平成24年3月	1,076,460	
ダム負担金精算※	-	-	△ 26,152	
施設整備費	平成20年4月	平成24年3月	1,305,234	

※嘉瀬川ダム建設事業の精算に伴う減少(平成30年度)

4 事業の推移

項目	年度	単位	令和2年度	前年度 対 比	令和3年度	前年度 対 比	令和4年度	前年度 対 比	令和5年度	前年度 対 比	令和6年度	前年度 対 比
行政区域内人口		人	230,970	99.6	229,433	99.3	228,553	99.6	227,066	99.3	225,700	99.4
行政区域内戸数		戸	102,057	100.9	102,377	100.3	103,284	100.9	103,966	100.7	104,772	100.8
給水区域内人口		人	202,888	103.7	201,783	99.5	201,327	99.8	200,295	99.5	199,423	99.6
給水区域内戸数		戸	91,172	104.4	91,496	100.4	92,358	100.9	93,031	100.7	93,793	100.8
給水人口		人	197,157	103.9	196,311	99.6	195,875	99.8	194,816	99.5	193,948	99.6
給水世帯数		世帯	88,772	104.5	89,178	100.5	90,023	100.9	90,659	100.7	91,395	100.8
普及率 (人口比)		%	97.2	100.2	97.3	100.1	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	100.0
年間給水量		m ³	22,524,123	104.1	22,311,568	99.1	22,019,033	98.7	21,829,669	99.1	21,873,975	100.2
1日最大給水量		m ³	R2.12.23 66,165	105.0	R3.12.15 64,892	98.1	R5.1.26 68,002	104.8	R5.12.4 62,843	92.4	R6.11.25 63,695	101.4
1日平均給水量		m ³	61,710	104.4	61,128	99.1	60,326	98.7	59,644	98.9	59,929	100.5

(注)令和2年度以降の行政区域内人口及び戸数以外の項目については、川副地区及び東与賀地区の実績を除いた数値

項目	年度	単位	令和2年度	前年度 対 比	令和3年度	前年度 対 比	令和4年度	前年度 対 比	令和5年度	前年度 対 比	令和6年度	前年度 対 比
1人1日最大給水量		L	336	101.0	331	98.5	347	105.0	323	92.9	328	101.8
1人1日平均給水量		L	313	100.5	311	99.5	308	98.9	306	99.4	309	100.9
年間有収水量		m³	20,435,714	104.4	20,325,839	99.5	20,101,176	98.9	19,930,488	99.2	19,977,502	100.2
有収率		%	90.7	100.3	91.1	100.4	91.3	100.2	91.3	100.0	91.3	100.0
配水管総延長		m	1,094,242	108.7	1,099,233	100.5	1,101,046	100.2	1,101,424	100.0	1,102,049	100.1
年間取水量 (受水含む)		m³	23,154,622	103.5	22,937,717	99.1	22,733,281	99.1	22,698,099	99.8	22,735,679	100.2
1日最大取水量		m³	R2.9.1 70,762	106.9	R3.4.21 67,954	96.0	R5.1.26 69,757	102.7	R6.2.17 67,954	97.4	R6.12.3 68,728	101.1
年間受水量		m³	9,435,992	109.3	9,385,916	99.5	9,266,667	98.7	9,301,565	100.4	9,220,807	99.1
1日平均受水量		m³	25,852	109.6	25,715	99.5	25,388	98.7	25,414	100.1	25,262	99.4
1日協定水量		m³	42,539	107.1	42,539	100.0	42,539	100.0	42,794 41,156	100.6 96.2	41,156	100.0

(注)令和2年度以降の行政区域内人口及び戸数以外の項目については、川副地区及び東与賀地区の実績を除いた数値

(注)令和5年度の1日協定水量については、佐賀東部水道企業団の協定水量が令和6年1月に改定されたため、上段は令和5年4月から12月まで、下段は

令和6年1月から3月までの数値

